

第128回定時株主総会 招 集 ご 通 知

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
書面により事前の議決権行使をいただき、株
主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日
のご来場をお控えいただくよう強くお願い申
しあげます。

日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

場 所 東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
西新宿三井ビルディング12階 当社会議室

決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件
第5号議案 取締役（社外取締役を除く）
に対する業績連動報酬の一部としての株式
報酬支給のための内容及び額決定の件

<目次>

●第128回定時株主総会招集ご通知・・・	1
●事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・	3
●連結計算書類・・・・・・・・・・・・	23
●計算書類・・・・・・・・・・・・・・	34
●監査報告書・・・・・・・・・・・・・・	42
●参考書類・・・・・・・・・・・・・・	48

リソルホールディングス株式会社

証券コード 5261

証券コード 5261
2021 年 6 月 14 日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
リソルホールディングス株式会社
代表取締役社長 今 泉 芳 親

第128回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第128回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会におきましては、**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後6時までに同封の議決権行使書用紙が到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時00分

2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
西新宿三井ビルディング12階 当社会議室

前記のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう、株主様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第128期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第128期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動報酬の一部としての株式報酬支給のための内容及び額決定の件 |

以上

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.resol.jp>）に掲載させていただきます。

◎本株主総会当日におきましては、議事の時間を短縮し、会場における報告事項及び議案の詳細な説明は短縮させていただきます。予めご了承ください。

◎当社役員及び本株主総会運営スタッフはマスク等を着用して対応させていただきます。

◎当日はマスクの着用やアルコール消毒の使用等、感染予防に向けたご協力をお願いいたします。また、議場受付前に株主さまの体温を計測させていただき、発熱が確認された場合等、ご体調が優れないと判断させていただいた場合は、感染拡大防止のために必要な措置を講じさせていただく場合がございます。

◎株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.resol.jp>）等にてお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

<事業の経過及び成果>

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により企業収益の大幅な減少や雇用情勢の悪化等、依然として厳しい状況にあります。制限を受けていた経済活動が徐々に再開される動きがみられ、ワクチン接種も政府指導のもと順次行われるなど明るい兆しも見えてきました。世界的にニューノーマルという環境への順応と同時に新たな可能性を模索する動きが活発になってきています。

このような経営環境のもと、当社グループでは、お客様への安全配慮及び従業員の安全確保を最優先とする対策に取組みながら、コロナ禍における新しい価値観に対応した成長事業の拡大と新たな事業基盤構築に着手いたしました。特に、ゴルフ場でのプライベート空間と開放感の両立が図れる戸建てスタイルのフェアウェイフロントヴィラ事業の拡大、「暮らすように泊まれる」をコンセプトに長期滞在に対応する高級貸別荘のリソルステイ事業の推進、脱炭素ニーズを見据えた再生エネルギー事業の推進などに注力する体制を整えました。

ホテル運営事業では、「ホテルリソル上野」「ホテルリソルトリニティ大阪」の運営開始による事業基盤の拡大、Go To トラベルキャンペーンの活用や宿泊以外でも楽しめる付加価値のあるプラン展開を実施、テレワーク向け商品企画や3密を避けた商品・サービスの強化を図りました。

ゴルフ運営事業では、Withコロナでのお客様のニーズに即したプレースタイルとしてお一人でのプレーや健康維持を意識した新たなプレーの提案をしました。QRコードによるポイントを使った優待施策や情報配信を積極的に実施し、会員のロイヤリティ化で「リソルカードG」会員のリピート率向上を図りました。

リソルの森(C C R C)事業では、緊急事態宣言の発令を受けてゴルフ場以外の施設を適宜クローズし、最小限のコストでの運営を行いました。Go To トラベルキャンペーン施策による高価格帯商品・付帯サービスの販売強化や新キャンプサイトエリアの拡張、リニューアル

した宿泊エリアとの相乗効果を発揮させ新規会員権販売に注力しました。福利厚生事業では、Go To トラベルキャンペーンや巣ごもり需要に対応した施策を実施し、手数料売上の獲得と提携施設との連携を強化。コロナ禍における働く人々の健康と幸せづくりをサポートするためのサービス提供を図りました。

再生エネルギー事業では、福島石川太陽光発電所の発電量確保のための施策を確実に実施しました。

投資再生事業では、投資再生事業の一環として旧ゴルフ場を用地変換し開発した太陽光発電所の売電開始に伴いその一部を売却し、また、運営施設のバリューアップ型投資再生ビジネスとして鹿児島県のリゾート施設の売却を行いました。

以上の結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ホテル等の運営施設の一時的な休館による期間損失、新規施設の開業準備費などにより、売上高は19,534百万円（前期比5.2%減）、営業利益は1,052百万円（前期比148.6%増）、経常利益は1,673百万円（前期比66.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は310百万円（前期比191.1%増）となりました。

事業のセグメント別の主な状況は、以下のとおりでございます。

＜ホテル運営事業部門＞

ホテル運営事業では、昨年7月に「ホテルリソル上野」、10月に「ホテルリソルトリニティ大阪」の運営を開始する等事業基盤の拡大を目指しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大、政府による緊急事態宣言の全国拡大に伴い、インバウンドを始めとするホテル予約の大規模なキャンセル発生や新規予約の低迷が続き厳しい環境となりました。その間ホテル施設内での新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、お客様並びに従業員の安心安全を最優先に心掛けた運営サービスに努めるとともに、ホテルの休館等を実施するなど経費削減に努めました。

また、宿泊以外でも楽しめる付加価値を付けた積極的なプラン展開を実施し、テレワーク利用を見込んだ商品の企画・販売や3密を避けた商品・サービスの強化に努めましたが、その後の新型コロナウイルス感染第3波の到来により国内旅行、ビジネス共に再度予約が減少し、低調な一年となりました。

一方、茨城県で展開する「スパ&ゴルフリゾート久慈」で建設を進めていたゴルフヴィラ3棟が昨年4月に完成し、密を避けた安心のプライベートリゾートとしてお客様からの好評を得て業績は順調に推移しました。

那須や伊豆高原で展開する“ペット＆スパホテル”では、お客様満足度の向上と運営現場のローコスト化を推進することにより収益が改善しました。

さらに本年の冬には、「ホテルリソルステイ秋葉原」並びに「ホテルリソルトリニティ那覇」の開業を予定しています。

以上の結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるインバウンド及び国内旅行、ビジネス需要の大幅減少、新規開業施設に係る開業準備費の吸収等により、ホテル運営事業部門における売上高は4,072百万円（前期比59.7%減）、経常損失は1,709百万円（前期は経常利益580百万円）となりました。

<ゴルフ運営事業部門>

ゴルフ運営事業では、新型コロナウイルス感染症拡大防止を最重要課題と位置づけ、お客様並びに従業員にとって安心安全な運営サービスを図るべく、注力してまいりました。お客様にご理解、ご協力を賜るために、動画やポスターを活用し、コロナ禍でも安心してご来場いただけるよう努めました。また、Withコロナでのお客様のニーズに即したプレースタイルとしてスルーだけでなく、お一人でのプレー（SOLO-GOLF）や健康維持のためのゴルフコースでの健康歩きを意識した「ウォーキングプラン」など、今までにない新たなプレーの提案を図りました。2019年度に導入した「リソルカードナビステーション（ナビステ）」によりリソルカードで受付から精算までをワンストップで行え、人との接触を低減できたことも評価いただけました。安心感と満足度を両立させ、QRコードによるポイントを使った優待施策や情報配信を積極的に実施し、会員のロイヤリティ化で「リソルカードG」会員のリピート率向上につなげました。

さらに本年4月から事業承継した「亀山湖カントリークラブ」を「木更津東カントリークラブ」へと名称を変更し、運営を開始いたしました。

以上の結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中、屋外でのスポーツ需要の高まりはあったものの、コンパや宴会などは振るわず、ゴルフ運営事業部門における売上高は3,604百万円（前期比24.6%減）、経常利益は114百万円（前期比57.9%減）となりました。

<リソルの森(C C R C)事業部門>

リソルの森(C C R C)事業では、第1四半期、第4四半期については新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発令を受け、ゴルフ場以外の施設を適宜クローズし、最小限のコストでの運営を行いました。第2四半期、第3四半期は政府によるGo To トラベルキ

キャンペーンを最大限活用し、リニューアルしたグランピングエリア・ゴルフ×リゾート宿泊という新商品の販売が好調に推移しました。また、「グランヴォー スパ ヴィレージ」内にある『紅葉乃湯』が2020年度グッドデザイン賞を受賞しました。ゴルフ部門においては、リニューアルした宿泊エリアとの相乗効果を発揮させ新規会員権販売が好調に推移しました。さらに、「Sport in lifeプロジェクト」の本格展開、「ゴルフバケーションクラブ」の企画・販売、「ウェルネスリタイアメントコミュニティ構想」推進などに積極的に取組み、事業の基盤強化を図りました。

以上の結果、リソルの森(C C R C)事業部門における売上高は2,080百万円(前期比5.5%減)、経常損失は105百万円(前期は経常損失329百万円)となりました。

＜福利厚生事業部門＞

福利厚生事業では、コロナ禍における働く人々の健康と幸せづくりをサポートするためのサービス提供に注力してまいりました。これまで人気サービスであった宿泊やレジャーメニューにおいて利用の減少が影響しましたが、直営施設を中心にGo To トラベルキャンペーンや巣ごもり需要に対応した施策実行により、手数料売上上の獲得と提携施設との連携強化を図りました。

また、本年3月にメンタルヘルスケア業界最大手の株式会社アドバンテッジ リスク マネジメント(東証1部)を引受先とする第三者割当増資による資本提携を締結、福利厚生事業の連携強化を発表いたしました。「アドバンテッジ リスク マネジメント」の持つ、健康経営支援事業・両立支援事業におけるDXプラットフォーム及び課題解決のためのソリューション商品と、「リソルライフサポート」の総合的福利厚生サービスを活用し、「健康経営・両立支援」と「福利厚生」が一体化した従業員エンゲージメント向上のための共通基盤の構築を進めてまいります。

以上の結果、福利厚生事業部門における売上高は1,353百万円(前期比21.1%減)、経常利益は133百万円(前期比132.3%増)となりました。

＜再生エネルギー事業部門＞

再生エネルギー事業では、福島石川太陽光発電所の発電量確保のための施策を確実に実施しました。「Sport & Do Resort リソルの森」内の地産地消エネルギーシステムは、昨年4月に稼働いたしました。また、「Sport & Do Resort リソルの森」内の1.5メガワットの太陽光発電事業についても2021年度の売電開始に向け、準備を進めました。引続き、再生

エネルギー事業を推進し、地球にやさしい企業を目指してまいります。

以上の結果、再生エネルギー事業部門における売上高は1,239百万円（前期比258.9%増）、経常利益は605百万円（前期比529.8%増）となりました。

＜投資再生事業部門＞

投資再生事業では、投資再生事業の一環として旧ゴルフ場を用地変換し開発した太陽光発電所の売電開始に伴いその一部を売却しました。今後も既存ゴルフ場の一部や新規取得ゴルフ場の再生可能エネルギー転用や脱炭素ニーズを見据えた再エネ権利付与地売却等による新規事業構築を推進してまいります。また、運営施設のバリューアップ型投資再生ビジネスとして鹿児島県のリゾート施設の売却を行いました。

以上の結果、投資再生事業部門における売上高は7,183百万円（前期比392.0%増）、経常利益は3,517百万円（前期比42.8%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきましては、「Sport & Do Resort リソルの森」の大規模リニューアル等のため、2,398百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により、わが国経済においてもその収束如何によっては、複数年にわたり様々な制約を受けることも予想されます。その一方で、制限を受けていた経済活動が徐々に再開される動きも見られ、政府による各種経済対策等の実行やその効果への期待感が高まり、ニューノーマルへの順応と同時に新たな事業の可能性を模索する動きが活発になると予想されます。

このような状況の中、当社グループの基盤事業で新型コロナウイルス感染症の影響を受けたホテル運営事業においては、今後の需要動向をよく見極めていく必要があり、宿泊需要の市場環境の回復次第では、事業環境が大きく変化するものと思われます。コロナ後の生活や働き方における「新しい価値観」へ対応した成長事業の拡大と新たな事業基盤構築をグループ全体で図ってまいります。

当社グループといたしましては、世界規模での地球環境保全や社会貢献への持続的取組みの活動が高まる中、長期方針として掲げた「人にやさしい」「社会にやさしい」「地球にやさしい」の3つのやさしいを着実に推進しながら収益拡大を図る所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第125期 [2017年度]	第126期 [2018年度]	第127期 [2019年度]	第128期 当連結会計年度 [2020年度]
売 上 高	百万円 23,643	百万円 20,950	百万円 20,611	百万円 19,534
経 常 利 益	百万円 2,056	百万円 1,554	百万円 1,003	百万円 1,673
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 1,415	百万円 1,425	百万円 106	百万円 310
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 254.86	円 256.55	円 19.21	円 55.92
総 資 産	百万円 34,910	百万円 35,236	百万円 41,253	百万円 38,426
純 資 産	百万円 14,476	百万円 15,093	百万円 14,516	百万円 13,401
1 株 当 た り 純 資 産	円 2,335.92	円 2,435.08	円 2,385.40	円 2,405.76

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第125期 [2017年度]	第126期 [2018年度]	第127期 [2019年度]	第128期 当事業年度 [2020年度]
売 上 高	百万円 5,108	百万円 4,674	百万円 4,763	百万円 9,361
経 常 利 益	百万円 578	百万円 1,204	百万円 696	百万円 2,518
当 期 純 利 益	百万円 459	百万円 315	百万円 759	百万円 1,785
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 82.67	円 56.77	円 136.78	円 321.41
総 資 産	百万円 24,100	百万円 25,168	百万円 32,157	百万円 32,377
純 資 産	百万円 7,726	百万円 7,169	百万円 7,540	百万円 9,047
1 株 当 た り 純 資 産	円 1,390.98	円 1,290.79	円 1,357.55	円 1,628.94

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

(6) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 社 議 決 権 比 率	主要な事業内容
リ ソ ル 株 式 会 社	百万円 100	% 99.8(※)	運営事業の経営 ホテル、ゴルフ場の運営及び管理
リ ソ ル の 森 株 式 会 社	100	100	CCRC事業 ホテル、コテージ、ゴルフ場、 スポーツ施設等の運営及び管理

(注) 1. 議決権比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。

2. 当社の子会社であるリソル株式会社、リソルホテル株式会社及びリソルゴルフ株式会社は、2021年1月1日を効力発生日として、リソル株式会社を存続会社、リソルホテル株式会社及びリソルゴルフ株式会社を消滅会社とする吸収合併したため、重要な子会社から除外しております。
3. 2020年9月1日付で、当社の連結子会社であるリソル生命の森株式会社は、商号をリソルの森株式会社に変更しております。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

ホ テ ル 運 営 事 業	ホテルの経営 ホテル宿泊施設の運営 リゾート施設の運営 コンサルティング業務 ホテル等の施設業務管理
ゴ ル フ 運 営 事 業	ゴルフ場の経営 ゴルフ場の運営 コンサルティング業務 ゴルフ場の施設業務管理 レジャー用品の販売
リソルの森(CCRC)事業	「大学連携型CCRC」等の地方創生推進事業 多世代交流型リゾートコミュニティ事業 健康寿命延伸のための健康長寿プログラム開発 CCRC施設の販売及び賃貸
福 利 厚 生 事 業	福利厚生・健康増進サービス提供のためのICT開発 カフェテリア方式の福利厚生代行サービス 国内旅行の販売 海外旅行の販売
再 生 エ ネ ル ギ ー 事 業	太陽光等の自然エネルギー事業 太陽光関連の設備・不動産における開発事業 太陽光設備等の販売・管理業務 コンサルティング業務
投 資 再 生 事 業	デューデリジェンス業務 投資再生事業不動産等の販売 投資再生子会社の売却 子会社からの配当収入 保養所等の再生事業及び販売 リゾート施設会員権の販売 リゾート施設の企画及び開発 リゾートマンション・別荘等販売及び仲介

(注) 1. 当連結会計年度から、報告セグメントを従来の「CCRC事業」を「リソルの森(CCRC)事業」へ、「不動産関連事業」を「投資再生事業」へ名称変更しております。なお、当該変更がセグメント情報に与える影響はありません。

2. 当連結会計年度から、「投資再生事業」を含めた各セグメントの経営成績を明確にするため、当社グループの経営管理指標を、営業損益から経常損益をより重要視する体制となりました。このため、セグメントの業績をより適切に評価するために、「事業の経過及び成果」におけるセグメント別の利益の開示を経常利益又は損失で記載する方法に変更しております。

(8) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号		
リ ソ ル 株 式 会 社	本 社	千葉県	—	—
リ ソ ル の 森 株 式 会 社	本 社	千葉県	営 業 所	東京都

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
ホテル運営事業	84	29
ゴルフ運営事業	116	42
リソルの森 (CCRC) 事業	86	△1
福利厚生事業	54	△7
再生エネルギー事業	9	6
投資再生事業	7	5
全社 (共通)	37	△11
合 計	393	63

- (注) 1. 従業員数は就業員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であります。
2. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
28 名	△2 名	41.3 歳	10.7 年

(注) 従業員数は就業員数（当社から社外への出向を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。

(10) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	4,426百万円
株式会社三井住友銀行	2,966
株式会社三重銀行	1,764
株式会社千葉銀行	1,382
株式会社りそな銀行	1,039

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,564,200株 |
| ③ 株主数 | 10,450名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	自 己 株 式 を 除 く 率
三 井 不 動 産 株 式 会 社	株 2,279,200	% 41.03
コ ナ ミ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	1,132,900	20.39
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (退 職 給 付 信 託 口 ・ ミ サ ワ ホ ー ム 口)	342,000	6.15
リ ソ ル グ ル ー プ 取 引 先 持 株 会	100,500	1.80
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	61,900	1.11
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 4)	57,300	1.03
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 5)	30,300	0.54
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 6)	28,200	0.50
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 1)	25,100	0.45
Ｊ Ｐ モ ル ガ ン 証 券 社 株 式 会 社	20,220	0.36

(注) 持株比率は自己株式 (9,910株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年3月31日現在）
該当事項はございません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	平 田 秀 明	グループ最高経営責任者 取締役会議長 グループ経営会議議長 リソルの森株式会社管掌
代 表 取 締 役 社 長	今 泉 芳 親	グループ最高執行責任者 リソル株式会社代表取締役社長
取 締 役	星 野 正	経営システム室担当兼広報室担当 リソルライフサポート株式会社代表取締役社長
取 締 役	大 澤 勝	管理部長兼経理部長兼お客様相談室長 中京ゴルフ倶楽部株式会社代表取締役社長
取 締 役	川 村 豊	三井不動産株式会社執行役員ホテル・リゾート本部長 株式会社三井不動産ホテルマネジメント取締役 三井不動産リゾートマネジメント株式会社取締役
取 締 役	東 尾 公 彦	コナミホールディングス株式会社代表取締役社長 関東ITソフトウェア健康保険組合理事長
常 勤 監 査 役	小 嶋 康 司	
監 査 役	岡 本 正 彦	三井不動産株式会社関連事業部長 三井不動産ゴルフプロパティーズ株式会社代表取締役社長 株式会社三井の森取締役 臼津開発株式会社取締役 三井不動産投資顧問株式会社取締役 三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社取締役 京葉土地開発株式会社取締役 株式会社千葉日報社監査役
監 査 役	村 上 健 夫	公認会計士 村上健夫事務所所長

- (注) 1. 取締役川村 豊氏及び取締役東尾公彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岡本正彦氏及び監査役村上健夫氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役小嶋康司氏、監査役岡本正彦氏、監査役村上健夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・小嶋康司氏は、当社の企画、営業、総務、内部監査業務における長年の実務経験を有しております。
 - ・岡本正彦氏は、三井不動産株式会社の関連事業部長、同社関係会社数社の取締役及び監査役としての経験があり、会社経営に関するノウハウを有しております。
 - ・村上健夫氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 平田秀明氏、今泉芳親氏、星野 正氏、大澤 勝氏は、執行役員を兼務しております。
5. 取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- ・平田秀明氏は、2021年4月1日付でリソル株式会社の取締役に就任いたしました。
 - ・今泉芳親氏は、2021年4月1日付でリソルの森株式会社の取締役に就任いたしました。2021年4月9日付でリソルライフサポート株式会社の取締役を辞任いたしました。
 - ・星野 正氏は、2021年4月9日付でリソルライフサポート株式会社の代表取締役会長に就任いたしました。
 - ・大澤 勝氏は、2021年4月1日付でリソル株式会社、リソルの森株式会社の取締役に就任いたしました。2021年4月9日付でリソルライフサポート株式会社の取締役に就任いたしました。
 - ・川村 豊氏は、2021年4月1日付で三井不動産株式会社の常務執行役員ホテル・リゾート本部長に就任いたしました。
6. 監査役村上健夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

当社は、2021年3月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、①月例の固定報酬(固定の取締役報酬と変動する執行役員報酬の最低額(E評価の固定部分))と、②会社及び業績への貢献度に応じた変動報酬(執行役員報酬)から成る。

①固定報酬については、役位、職責に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

②変動報酬については、各事業年度の個々の取締役の会社及び業績への貢献度をA～Eで評価し決定した金額の、最低額(E評価の固定部分)との差額部分を現金で支給するものとする。変動報酬の評価の決定については、代表取締役が取締役会にて原案を提示し、取締役会にて決議するものとする。

b. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、決算賞与とする。各事業年度の連結税金等調整前当期純利益（以下、「連結税前利益」とする）の1%を総額とし、毎年、一定の時期に支給する。

c. 報酬等の割合の決定に関する方針

各報酬の種類別の報酬割合については、上場企業の水準を参考に、代表取締役が取締役会にて個人別の報酬等の内容の原案を提示し、取締役会にて決議するものとする。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役が取締役会にて原案を提示し、取締役会にて決議するものとする。その原案の内容は、各取締役の固定報酬の額及び変動報酬の評価、役員賞与の配分とする。

□. 当事業年度にかかる報酬等の総額

役 員 区 分	報酬等の総額 (百 万 円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		人 員 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬	
取 締 役	91	91	-	5
監 査 役	14	14	-	2
社 外 役 員	11	11	-	2

- (注) 1. 2016年6月29日開催の第123回定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額は年額2億4千万円以内（ただし、使用人分給与は含まないものとする）、監査役の報酬限度額は年額4千8百万円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は3名です。
2. 業績連動報酬の内容は、決算賞与であります。連結税前利益の1%を総額の基準とし、個人別の配分方法は代表取締役が取締役会に報酬原案を提示し、取締役会にて承認を得るものとします。連結税前利益を指標として選択した理由は、当社の事業特性等を踏まえ、営業外損益や特別損益を含めた業績を報酬額に適正に反映させるにあたって客観的な指標であり、業績連動報酬の指標として適切と判断したためであります。なお、当事業年度の連結税前利益は、1,134百万円となりました。また、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症に関する業績への影響等も考慮し、決算賞与を不支給といたしました。
3. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会でご承認いただきました報酬限度額の範囲内で、有価証券報告書に開示している方針により、決定しております。当該方針と、上記の「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」には大きな差異はなく、今般の会社法改正に伴いより明確に決定したということであり、個人別の報酬等の内容については「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」に沿うものであると判断しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役川村 豊氏は、当社の特定関係事業者である三井不動産株式会社の執行役員ホテル・リゾート本部長、同社関係会社の株式会社三井不動産ホテルマネジメント及び三井不動産リゾートマネジメント株式会社の取締役を兼務しております。なお、当社は、三井不動産株式会社との間に賃貸借契約、福利厚生代行サービス利用契約等の取引があるほか、ホテルやゴルフ場の運営受託事業、投資再生事業等において事業協力関係にあり、中長期的な企業価値向上に向け、協力体制を強化しております。
- ・取締役東尾公彦氏は、当社の特定関係事業者であるコナミホールディングス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は、コナミホールディングス株式会社及び同社関係会社の株式会社コナミスポーツクラブと福利厚生事業において事業協力関係にあり、中長期的な企業価値向上に向け、協力体制を強化しております。
- ・監査役岡本正彦氏は、当社の特定関係事業者である三井不動産株式会社の関連事業部長、同社関係会社の三井不動産ゴルフプロパティーズ株式会社の代表取締役社長、株式会社三井の森及び臼津開発株式会社などの取締役、株式会社千葉日報社の監査役を兼務しております。なお、当社と三井不動産株式会社との関係は前述のとおりであります。また、同氏のその他の各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はございません。
- ・監査役村上健夫氏の兼職先である公認会計士村上健夫事務所と当社との間には、特別の利害関係はございません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	川 村 豊	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席しました。 会社の経営全般にわたる深い知識や経験を活かし、当社取締役会において積極的に発言を行い、また当社の筆頭株主である三井不動産株式会社の常務執行役員を兼務していることを活かし、当社の経営の監視や取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしております。
取 締 役	東 尾 公 彦	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回全てに出席しました。 会社の経営全般にわたる深い知識や経験を活かし、当社取締役会において積極的に発言を行い、また当社の株式を20%超保有するコナミホールディングス株式会社の代表取締役社長を兼務していることを活かし、当社の経営の監視や取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしております。
監 査 役	岡 本 正 彦	当事業年度開催の取締役会11回及び監査役会12回の全てに出席し、会社経営に関する知識や経験を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するため必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	村 上 健 夫	当事業年度開催の取締役会11回及び監査役会12回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するため必要な発言を適宜行っております。

(注) 事業年度中に会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額とを区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社につきましても、太陽有限責任監査法人が会計監査を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき、解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は監査役会規則に則り、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

(a) 当社グループの全役職員に対し、当社グループの行動規範である「グループコンプライアンスポリシー」をリーフレットにして配布する等、その遵守を徹底させております。

(b) 当社グループ全体の法令遵守体制を統括・指導する部署としてコンプライアンス課を設置し、事業活動のあらゆる局面でコンプライアンスを最優先させるための取り組みを行っております。

(c) 法令違反等その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置しております。

(d) 代表取締役は内部監査担当を任命し、役職員の職務執行の適正性を確保するため、業務執行状況等について定期的な内部監査を実施し、業務の改善に向けた具体的な助言、勧告を行い、監査結果を定期的に取り締役会及び監査役会に報告しております。

また、内部監査担当は、必要に応じて常勤監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。

(e) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、一切取引の関係を持たず、不当な要求に対し、毅然とした態度で対応することを基本方針とし、役員及び使用人に周知徹底しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書取扱規程」に基づき、適切に保存及び管理を行います。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスクマネジメント基本規程に基づき会社の存続及び業務の健全な運営を行うため、取締役会は当社グループ全体のリスクの低減及び発生の未然防止に努めております。
 - (b) リスクマネジメント基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体のリスク管理体制の構築及び推進を図っております。
 - (c) コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に関するリスクについては、それぞれの担当部門又は子会社にてマニュアルの作成・配付、教育の実施等を行っております。
グループの横断的なリスク状況の監視及び全社的対応はコンプライアンス担当部門が行っております。
- ④ 当社及び子会社の取締役、業務を執行する社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループにおける指揮命令系統、権限及び意思決定等の組織に関する基準を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制としております。

また、当社は、執行役員制度を設け、経営監視機能と業務執行機能を分離し、主要な子会社は、当社グループの各事業統括責任者がその子会社の取締役になり、当該事業に係る権限を委譲することで、迅速かつ的確な意思決定と業務執行が行える経営体制としております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体に適用されるコンプライアンス体制を構築しております。代表取締役及び取締役は、それぞれの職務分掌に従い、当社及び子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導しております。

また、代表取締役は直轄組織である内部監査室へ「内部監査規程」に基づいた内部監査の実施を当社及び子会社に対して行うよう指示し、企業集団における業務全般にわたる内部統制システムの整備を行うよう指導しております。
- ⑥ 子会社の取締役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役等は、当社の子会社が重要事項を当社に報告するための規程として「関係会社管理規程」を定めております。また、常勤の取締役及び監査役、主要な子会社の社長が出席する会議を定期的で開催し、重要事項の報告及び協議を行うものとしております。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査室に属する使用人に監査業務の補助を要請することができるものとしております。

- ⑧ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務の補助の要請を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。また、当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査役会に承諾を得るものとしております。

- ⑨ 当社及び子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備しております。報告の方法については、取締役と監査役との協議によるものとしております。

コンプライアンス違反行為が発生又は発生する恐れがあると判断した場合は、社内通報の定めに従い常勤監査役へ通報することとしております。常勤監査役は、通報内容を調査、検証のうえ、適宜、その結果を取締役、監査役へ報告しております。

- ⑩ 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内通報の定めにに基づき通報したことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を規程に明記するとともに当社グループ役職員へ周知徹底しております。

- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を当社が負担しております。

- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換を行う体制としております。

(b) 監査役は取締役会のほか、重要な会議へ出席し必要に応じて意見を述べることができ、稟議書等の重要書類の閲覧を通じて会社の経営全般の状況を常時把握できる体制としております。

(c) 監査役は、会計監査人、子会社監査役、内部監査室等と連携し、情報交換を緊密に行い、監査の効率化を図っております。

(d) 監査役は、独自に意見形成するために必要と判断するときは、自らの判断で外部法律事務所、公認会計士、外部アドバイザーを活用することとしております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当事業年度における当社の「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の適正及び効率的に行われることに対する取組みについて

毎月1回開催の定例取締役会において、経営上の重要事項に関する迅速な意思決定、取締役及び執行役員の業務執行の監督を行っております。また、常勤の取締役及び監査役と主要な子会社の社長が出席する定期的に開催される会議において、グループ内の重要事項の協議や報告を行っております。取締役会議事録等の取締役の職務執行に関する情報は、社内の規定に則って、適切に保管及び管理を行っております。

② 損失の危険の管理に関する取組みについて

リスク管理の基本規程やマニュアルに基づき、コンプライアンス担当部門はグループのリスクマネジメントの実施状況を確認し、必要に応じて適切に対応しております。

事業所においてはコンプライアンス教育やリスクマネジメント委員会を継続して実施しております。これらの実施状況や業務監査の結果、改善指導状況などを四半期ごとに取締役会へ報告しております。

③ 監査役の監査の実効性の確保に関する取組みについて

監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名で構成されており、毎月1回開催の監査役会において、監査方針、職務の分担に従い、監査に関する重要事項の報告及び協議を行っております。常勤監査役は、常勤取締役及び主要な子会社の社長が出席する会議への参加や子会社取締役との連携等を通じて情報収集に努めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項と認識し、将来の事業展開と内部留保による財務体質の充実等を勘案したうえ、安定かつ継続的に実施していくことを基本方針としております。

この基本方針に従って、当期の期末配当につきましては、1株当たり50円とさせていただくことに決定いたしました。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流動資産	12,156	流動負債	7,390
現金及び預金	4,311	買掛金	252
売掛金	1,017	短期借入金	1,500
商売用不動産	104	1年内返済予定の長期借入金	2,790
貯蔵品	5,794	リース債務	293
未収入金	73	未払金	670
その他の	119	未払法人税等	126
	733	預り金	754
		賞与引当金	95
		役員賞与引当金	11
		その他の	897
固定資産	26,270	固定負債	17,634
有形固定資産	21,084	長期借入金	12,641
建物及び構築物	6,088	リース債務	1,681
機械装置及び運搬具	657	繰延税金負債	90
工具、器具及び備品	360	長期未払金	20
土地	12,117	長期預り金	94
リース資産	1,858	預り保証金	2,011
建設仮勘定	3	従業員特別補償引当金	235
無形固定資産	894	退職給付に係る負債	461
のれん	532	資産除去債務	395
借地権	217		
リース資産	76		
その他の	67		
投資その他の資産	4,291	負債合計	25,025
投資有価証券	1	純資産の部	
繰延税金資産	947	株主資本	13,363
差入保証金	2,932	資本剰余金	3,948
その他の	410	利益剰余金	2,475
		自己株式	6,963
			△23
		その他の包括利益累計額	△1
		退職給付に係る調整累計額	△1
		非支配株主持分	39
		純資産合計	13,401
資産合計	38,426	負債・純資産合計	38,426

連結損益計算書

(自 2020年 4月 1日)
(至 2021年 3月 31日)

科 目		金 額	
			百万円
売上	高価		19,534
売上	原価		8,411
販売費及び一般管理費	総管理費		11,122
営業外収益	営業外収益		10,069
受取利息	受取利息		1,052
投資再生関係会社株式売却益	投資再生関係会社株式売却益	0	
受取賃金収入	受取賃金収入	219	
還付金	還付金	9	
雇用調整助成金	雇用調整助成金	5	
その他	その他	621	
営業外費用	営業外費用	178	1,035
支払手利	支払手利	181	
支払手数料	支払手数料	180	
その他	その他	52	414
経常利益	経常利益		1,673
特別利益	特別利益		
固定資産売却益	固定資産売却益	0	
保険金収入	保険金収入	182	182
特別損失	特別損失		
減損損失	減損損失	37	
固定資産除却損	固定資産除却損	0	
従業員特別補償引当金繰入額	従業員特別補償引当金繰入額	109	
新型コロナウイルス感染症による損失	新型コロナウイルス感染症による損失	531	
その他	その他	43	722
税金等調整前当期純利益	税金等調整前当期純利益		1,134
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税	200	
法人税等調整額	法人税等調整額	626	826
当期純利益	当期純利益		307
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△3
親会社株主に帰属する当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益		310

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,948	2,401	8,551	△23	14,878
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△277		△277
親会社株主に帰属する 当期純利益			310		310
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△1,621		△1,621
非支配株主との取引に係る親 会社 の 持 分 変 動		74			74
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	－	74	△1,588	△0	△1,514
当連結会計年度末残高	3,948	2,475	6,963	△23	13,363

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	土 地 再 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	△1,621	△7	△1,628	1,267	14,516
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△277
親会社株主に帰属する 当期純利益					310
自己株式の取得					△0
土地再評価差額金の取崩	1,621		1,621		－
非支配株主との取引に係る親 会社 の 持 分 変 動				△1,225	△1,151
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）	－	6	6	△2	3
当連結会計年度変動額合計	1,621	6	1,627	△1,228	△1,115
当連結会計年度末残高	－	△1	△1	39	13,401

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(連結の範囲に関する事項)

1. 連結子会社の数16社……………リソル(株)、リソルの森(株)、プリシアリゾートヨロン(株)、中京ゴルフ倶楽部(株)、大熱海国際ゴルフ(株)、南栃木ゴルフ倶楽部(株)、(株)ジェージー久慈、(株)福島グリーンシステム、益子ゴルフプロパティーズ(株)、瀬戸内ゴルフリゾート(株)、リソル総合研究所(株)、リソル再生エネルギー(株)、リソルライフサポート(株)、リソル不動産(株)、石川太陽光第一合同会社、石川太陽光第二合同会社

前連結会計年度において連結子会社でありましたリソルホテル(株)、リソルアールアンドエス(株)、リソルペットアンドスパホテルズ(株)、リソル施設管理(株)、リソルゴルフ(株)、リソルシード(株)は、2021年1月1日付で同じく連結子会社であるリソル(株)を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたリソルアドベンチャー(株)は2020年12月1日付でリソルの森(株)を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

さらに、リソルの森(株)は、2020年9月1日付で従来のリソル生命の森(株)から商号変更しております。

2. 非連結子会社1社……………リソルゴルフ唐津(株)

非連結子会社は総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等それぞれの合計額のいずれもが、連結会社の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等それぞれの合計額に対して影響が軽微であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲に含めておりません。

(持分法の適用に関する事項)

非連結子会社については、連結会社全体の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法を適用せず、原価法により評価しております。

(連結子会社の事業年度等に関する事項)

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

(会計方針に関する事項)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式……………移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、貯蔵品……………主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

販売用不動産……………個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
役員賞与引当金	役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
従業員特別補償引当金	アスベスト健康被害に係る元従業員（労災認定者）の補償金の支出に備えるため過去の実績を基礎に負担額を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	（ヘッジ手段）金利スワップ （ヘッジ対象）借入金の支払利息
ヘッジ方針	金利スワップは、借入金利等の将来の金利変動リスクを回避する目的で行っております。
ヘッジ有効性評価の方法	金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年で均等償却しております。

6. その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、それぞれの発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。 なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
----------------	--

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の

適用に関する取扱いの適用……………当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（会計上の見積りに関する注記）

1. 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の収束時期やその影響が及ぶ期間を合理的に予測することは困難な状況にあります。

こうした中、当社グループは今後一定期間にわたり個人消費やインバウンド需要が徐々に回復していくとの前提に2023年度に向け利益水準が回復する仮定のもと、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

2. 固定資産の減損処理

当連結会計年度に有形固定資産及び無形固定資産21,978百万円を計上しております。

有形固定資産及び無形固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損損失の認識及び測定に当たっては事業計画に基づく将来キャッシュ・フローや不動産鑑定評価を用いて慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損損失の計上額に影響を及ぼす可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度に繰延税金資産947百万円（繰延税金負債と相殺前の金額は1,112百万円）を計上しております。

当社及び連結子会社（リソル株式会社）を連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）における企業分類に従い、将来の合理的な見積可能期間以内において、十分な一時差異等加減算前課税所得を生み出せるか等を考慮し、将来減算一時差異の解消見込額及び繰越欠損金の控除見込額に基づき繰延税金資産を計上しております。

当社グループでは、有利・不利に関わらず、入手可能なすべての情報に基づいて、この評価を実施しております。しかしながら、繰延税金資産の回収可能性の評価は、将来の収益力の見積りに用いた条件や仮定等に基づいておりますので、将来の課税所得に影響を与える当社グループの収益力等に変化があった場合、現状の繰延税金資産の回収可能性の評価に影響を及ぼす可能性があります。

（会計方針の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（表示方法の変更に関する注記）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 貸倒引当金直接控除額

流動資産	9百万円
投資その他の資産	76百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 19,160百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 有形固定資産

所有目的の変更により有形固定資産から販売用不動産に295百万円、振替処理しております。

4. 販売用不動産

所有目的の変更により販売用不動産から有形固定資産に58百万円、振替処理しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度末（2021年3月31日）における発行済株式の種類及び総数

1. 普通株式（自己株式を含む） 5, 5 6 4, 2 0 0 株
 2. 自己株式 9, 9 1 0 株
 3. 剰余金の配当に関する事項
- (1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年5月13日 取締役会	普 通 株 式	277百万円	利 益 剰 余 金	50.0円	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年5月13日 取締役会	普 通 株 式	277百万円	利 益 剰 余 金	50.0円	2021年3月31日	2021年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの月次の期日管理や残高管理などの方法により管理しております。

差入保証金は主に建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

預り保証金は、利用権を有する施設会員からの預り金及びホテル運営事業の建物賃貸借契約の契約上の地位の継承に伴う預り金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,311	4,311	－
(2) 売掛金	1,017	1,017	－
(3) 未収入金	119	119	－
(4) 差入保証金	2,932	2,932	－
資 産 計	8,381	8,381	－
(5) 買掛金	(252)	(252)	－
(6) 短期借入金	(1,500)	(1,500)	－
(7) 未払金	(670)	(670)	－
(8) 未払法人税等	(126)	(126)	－
(9) 預り金	(754)	(754)	－
(10) リース債務	(1,975)	(1,949)	(△25)
(11) 長期預り金	(94)	(94)	－
(12) 預り保証金	(2,011)	(2,011)	－
(13) 長期借入金	(15,432)	(15,431)	(△0)
(1年内返済予定の長期借入金含む)			
(14) 長期未払金	(20)	(20)	－
負 債 計	(22,837)	(22,811)	(△26)

※負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金、(8) 未払法人税等、(9) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) リース債務、(13) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11) 長期預り金、(12) 預り保証金、(14) 長期未払金

将来キャッシュ・フローを残存期間に対応するリスクフリー・レートで割り引いて算定する方法によっております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

連結子会社（リソル不動産株式会社）では、埼玉県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）及び遊休不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価
7 5 1 百万円	5 7 7 百万円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額であります。

(1 株当たりの情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

2,405円76銭

1 株当たり当期純利益

55円92銭

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
百万円		百万円	
流動資産	6,169	流動負債	9,971
現金及び預金	3,093	買掛金	5
売掛金	278	短期借入金	1,500
商前渡金	1	1年内返済予定の長期借入金	2,790
前払費用	1,726	リース負債	0
前払貸付金	259	未払金	46
短期貸入金	397	未払費用	73
未収替金	412	未払法人税等	67
	0	未払消費税等	632
		前受り金	7
		預り金	4,789
		賞与引当金	48
		役員賞与引当金	11
固定資産	26,207	固定負債	13,358
有形固定資産	547	長期借入金	12,161
建物	290	リース負債	1
構築物	36	繰延税金負債	80
機械及び装置	194	長期未払金	0
車両運搬具	4	長期預り金	94
工具、器具及び備品	19	預り保証金	231
リース資産	2	従業員特別補償引当金	235
		退職給付引当金	189
無形固定資産	214	資産除去債務	361
借地権	189		
ソフトウエア	12		
その他の他	13		
投資その他の資産	25,445	負債合計	23,329
投資有価証券	0	純 資 産 の 部	
投資再生関係会社株式	47	株主資本	9,047
関係会社株式	3,678	資本金	3,948
関係会社出資金	2	資本剰余金	2,356
関係会社長期貸付金	18,473	資本準備金	1,759
長期前払費用	275	その他資本剰余金	596
差入保証金	2,911	利益剰余金	2,766
その他の他	56	その他利益剰余金	2,766
		繰越利益剰余金	2,766
		自己株式	△23
資産合計	32,377	純資産合計	9,047
		負債・純資産合計	32,377

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

科 目		金 額	
			百万円
売 上	高 価		9,361
売 上 原 価	価 値		5,904
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益		3,456
営 業 外 収 入	利 益		953
受 取 利 息	利 息	279	
そ の 他	利 息	69	348
営 業 外 費 用	利 息	151	
支 払 手 数	料 他	180	
支 払 の 他	利 益	1	333
経 常 利 益			2,518
特 別 利 益			
特 別 損 失			
特 別 損 失		79	79
特 別 損 失		323	
特 別 損 失		0	
特 別 損 失		109	
特 別 損 失		42	475
税 引 前 当 期 純 利 益			2,122
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		△81	
法 人 税 等 調 整 額		418	337
当 期 純 利 益			1,785

株主資本等変動計算書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	3,948	1,759	596	2,356	2,880	△23	9,161
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△277		△277
当 期 純 利 益					1,785		1,785
自 己 株 式 の 取 得						△0	△0
土地再評価差額金の取崩					△1,621		△1,621
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△113	△0	△114
当 期 末 残 高	3,948	1,759	596	2,356	2,766	△23	9,047

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	純資産合計
	土 地 再 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△1,621	7,540
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△277
当 期 純 利 益		1,785
自 己 株 式 の 取 得		△0
土地再評価差額金の取崩	1,621	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－
当 期 変 動 額 合 計	1,621	1,507
当 期 末 残 高	－	9,047

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式……………移動平均法に基づく原価法によっております。
 - その他有価証券
 - 時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品……………主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
 - 主として定額法によっております。
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
 - 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
5. リース資産の減価償却の方法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
 - なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
 - 役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
 - 退職給付引当金……………退職給付に係る債務は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、それぞれの発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。
 - 従業員特別補償引当金……………アスベスト健康被害に係る元従業員（労災認定者）の補償金の支出に備えるため過去の実績を基礎に負担額を計上しております。

7. ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法	特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	(ヘッジ手段) 金利スワップ (ヘッジ対象) 借入金の支払利息
ヘッジ方針	金利スワップは、借入金利等の将来の金利変動リスクを回避する目的で行っております。
ヘッジ有効性評価の方法	金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

8. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

9. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)を当事業年度の年度末に係る個別計算書類から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 貸倒引当金直接控除額

流動資産	8百万円
投資その他の資産	43百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,681百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金 銭 債 権	短 期 2,708百万円	長 期 207百万円
金 銭 債 務	短 期 4,797百万円	長 期 ー百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,429百万円

仕入高等 192百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息 279百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	9,855株	55株	一株	9,910株

(注) 自己株式の株式数の増加55株は単元未満株式の買取によるものです。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金繰入額	5 8 百万円
賞与引当金繰入額	1 4 百万円
従業員特別補償引当金繰入額	7 2 百万円
貸倒引当金繰入超過額	1 6 百万円
会員権評価損否認	2 1 百万円
子会社株式評価損否認	1 7 4 百万円
資産除去債務	1 1 0 百万円
譲渡損益調整勘定	1 4 百万円
繰越欠損金	4 9 3 百万円
その他	1 8 百万円

繰延税金資産 小計 9 9 4 百万円税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 $\triangle 4 9 3$ 百万円将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 $\triangle 5 0 0$ 百万円繰延税金資産 合計 －百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 $\triangle 8 0$ 百万円

繰延税金負債 合計

繰延税金負債 純額 $\triangle 8 0$ 百万円**(リースにより使用する固定資産に関する注記)**

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	所 在 地	資本金 (百万円)	事 業 の 内 容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	リソルの森 (株)	千葉県 長生郡	100	リソルの森 (CCRC) 業 事	(所有) 直接 100.0	宿泊施設及びゴルフ場 運営事業等の事業協力 役員の兼任	子会社への貸付	2,000	長期貸付金	4,830
子会社	リ ソ ル (株)	千葉県 茂原市	100	シェアード サービス ホテル運営 事業	(所有) 直接 95.0 間接 4.8	運営事業等の 事業協力 役員の兼任	子会社の貸付返 済	1,774	長期貸付金	8,277
						ホテル施設 の運営受託 役員の兼任	運営に係る資金 移動	163	預 り 金	1,731
						ホテル運営管 理に係る資金 移動	1,577	前 渡 金	1,051	
						子 会 社 へ の 賃 貸 料 収 入	1,120	－	－	
子会社	リソル不動産 (株)	東京都 新宿区	100	投資再生 事業	(所有) 間接 99.8	運営事業等の 事業協力 役員の兼任	子会社への貸 付	1,100	長期貸付金	1,192
子会社	プリシアリ ゾートヨロ ン(株)	鹿児島 県大島 郡	90	ホテル運 営事業	(所有) 間接 99.8	ホテル施設の 運営受託 役員の兼任	運営に係る資金 移動	519	預 り 金	709
子会社	南栃木ゴルフ 倶楽部(株)	東京都 新宿区	87	ゴルフ場の 経営	(所有) 間接 99.8	運営事業等の 事業協力 役員の兼任	－	－	短期貸付金	397
子会社	益子ゴルフ プロパティ ーズ(株)	東京都 新宿区	100	ゴルフ場の 経営	(所有) 間接 99.8	運営事業等の 事業協力 役員の兼任	ゴルフ場運営 管理に係る資金 移動	82	預 り 金	595
子会社	リソル再生 エネルギー (株)	福島県 石川郡	100	再生エネ ルギー事業	(所有) 直接 100.0	太陽光設備 等の建設・ 運営・管理 受託役員の兼任	子会社への貸 付	337	長期貸付金	368
子会社	(株)福島グ リーンシス テム	東京都 新宿区	50	再生エネ ルギー事業	(所有) 直接 95.0 間接 4.8	太陽光設備 等の建設・ 運営・管理 受託役員の兼任	太陽光設備の 運営管理に係 る資金移動	209	預 り 金	906
子会社	石川太陽光 第二合同会 社	東京都 新宿区	1	再生エネ ルギー事業	(所有) 直接 100.0	太陽光設備 土地の賃貸	子会社の貸付 返済	450	長期貸付金	3,850
							借入金等に係 る債務被保証 (注3)	4,000	－	－

(注) 1. 上記金額の取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① ゴルフ場運営管理の委託及び受託の取引条件は、当事者間の合意に基づいて、適切に決定しております。
- ② 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- ③ 運営施設の賃貸の取引条件は、当事者間の合意に基づいて、適切に決定しております。

3. 当社の金融機関からの借入につき債務保証を受けたものであります。なお保証料の支払は行っておりません。

(1 株当たりの情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,628円94銭
1 株当たり当期純利益	321円41銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

リソルホールディングス株式会社
取締役会 御 中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 崎 哲 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 政 憲 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リソルホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リソルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

リソルホールディングス株式会社
取締役会 御 中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 崎 哲 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 政 憲 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リソルホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告書に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って、整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

リソルホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 小 嶋 康 司 ㊞

社外監査役 岡 本 正 彦 ㊞

社外監査役 村 上 健 夫 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	ひら た ひで あき 平 田 秀 明 (1946年7月12日)	1973年10月 ミサワホーム株式会社(現 ミサワホームホールディングス株式会社) 入社 1989年6月 同社取締役関連企業部長 1992年7月 同社常務取締役関連企業部長 1994年6月 当社代表取締役社長 2012年6月 当社取締役会長 2014年6月 当社代表取締役会長 会長執行役員 2017年6月 当社代表取締役会長執行役員兼社長執行役員 2017年12月 当社代表取締役会長 会長執行役員(現任)	12,260株
2	いま いずみ よし ちか 今 泉 芳 親 (1955年10月21日)	1979年4月 ミサワホーム株式会社(現 ミサワホームホールディングス株式会社) 入社 2002年6月 当社入社 2014年6月 当社執行役員 2015年6月 当社常務執行役員 2017年6月 当社取締役グループ上席執行役員 2017年12月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任) 〔重要な兼職の状況〕 リソル株式会社代表取締役社長	827株
3	ほし の ただし 星 野 正 (1960年4月22日)	1983年4月 三井不動産株式会社入社 2017年4月 当社常務執行役員経営企画部長兼顧客品質管理室長兼広報室長 2017年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部長兼顧客品質管理室長兼広報室長 2018年4月 当社取締役常務執行役員経営システム室担当兼広報室担当(現任) 〔重要な兼職の状況〕 リソルライフサポート株式会社代表取締役会長	1,091株

招集と通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び、 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
4	おお さわ まさる 大 澤 勝 (1966年 8 月 15 日)	1990年 4 月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀 行）入行 2006年 2 月 当社入社 2014年12月 当社執行役員 F・D部長兼コンプライアンス 室長 2015年 6 月 当社取締役執行役員 F・D部長 2015年10月 当社取締役執行役員管理部長 2018年 4 月 当社取締役執行役員管理部長兼お客様相談室 長兼経営管理部担当 2018年 8 月 当社取締役執行役員管理部長兼経営管理部長 2019年 4 月 当社取締役執行役員管理部長兼経営管理部長 兼お客様相談室長 2020年 1 月 当社取締役執行役員経営管理部長兼経理部長 兼総務部長兼お客様相談室長 2020年 7 月 当社取締役執行役員管理部長兼経理部長兼お 客様相談室長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 中京ゴルフ倶楽部株式会社代表取締役社長	1,451株
5	かわ むら ゆたか 川 村 豊 (1963年 4 月 6 日)	1987年 4 月 三井不動産株式会社入社 2011年 4 月 同社商業施設本部業務推進室長 2015年 4 月 同社海外事業本部海外事業一部長 2018年 4 月 同社執行役員海外事業本部海外事業一部長 2019年 4 月 同社執行役員ホテル・リゾート本部長 2019年 6 月 当社社外取締役(現任) 2021年 4 月 三井不動産株式会社常務執行役員ホテル・リ ゾート本部長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 三井不動産株式会社常務執行役員ホテル・リゾート本部長 株式会社三井不動産ホテルマネジメント取締役 三井不動産リゾートマネジメント株式会社取締役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
6	ひがし お きみ ひこ 東 尾 公 彦 (1959年9月24日)	1997年9月 コナミ株式会社(現 コナミホールディングス株式会社) 入社 2005年6月 同社取締役 2010年6月 当社社外取締役(現任) 2018年1月 コナミホールディングス株式会社取締役兼執行役員副社長 2019年6月 同社代表取締役副社長 2020年4月 同社代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] コナミホールディングス株式会社代表取締役社長 関東ITソフトウェア健康保険組合理事長	0株

- (注) 1. 川村 豊氏及び東尾公彦氏は、社外取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者とした理由及び社外取締役候補者に期待される役割の概要は以下のとおりであります。
- (1) 平田秀明氏は当社の代表取締役として長年に亘り経営に携わり、当社グループの事業分野における豊富な経験と幅広い知見を有しています。これらの経験と知見を当社グループの経営戦略や経営全般の統括などに活かせるものと判断したからであります。
- (2) 今泉芳親氏は当社及び関係会社の代表取締役、事業部門の責任者を歴任し、当社グループにおける豊富な経験と幅広い知見を有しています。これらの経験と知見を当社グループの事業運営体制の強化に活かせるものと判断したからであります。
- (3) 星野 正氏は当社の取締役、関係会社の代表取締役の他、他社の取締役及び事業部門の責任者を歴任しており、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しています。これらの経験と知見を当社グループの事業管理体制の強化に活かせるものと判断したからであります。
- (4) 大澤 勝氏は当社の開発部門、財務・経理・総務部門の責任者及び当社関係会社の代表取締役を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しています。これらの経験と知見を当社グループの事業管理体制の強化に活かせるものと判断したからであります。
- (5) 川村 豊氏は三井不動産株式会社の常務執行役員及び同社関係会社の取締役を兼務しており、株式会社の経営に関する高い識見を有していること、三井不動産株式会社は当社の筆頭株主であり、当社に対する経営監視機能強化が期待されることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したからであります。なお、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年になります。

- (6) 東尾公彦氏はコナミホールディングス株式会社の代表取締役社長を兼務しており、株式会社の経営に関する高い識見を有していること、コナミホールディングス株式会社は当社の株式を20%超保有する株主であり、当社に対する経営監視機能強化が期待されることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したからであります。なお、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって11年になります。
4. 川村 豊氏が常務執行役員を兼務している三井不動産株式会社及び東尾公彦氏が代表取締役を兼務しているコナミホールディングス株式会社は、当社の特定関係事業者であります。
5. 当社は、川村 豊氏及び東尾公彦氏との間で、それぞれ、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結しており、両氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 所有する当社の株式数については、当社持株会の持分（1株未満の端数切捨て）を含めております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 村上健夫氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
みず 水 谷 学 (1958年3月6日)	1980年7月 昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入社 1989年12月 ピー・シー・エー株式会社 入社 1994年6月 同社取締役 2000年5月 同社常務取締役 2006年4月 同社専務取締役 2006年6月 同社取締役副社長 2007年6月 同社代表取締役社長 2018年6月 同社取締役相談役(現任) [重要な兼職の状況] ピー・シー・エー株式会社取締役相談役 一般社団法人コンピュータソフトウェア協会代表理事筆頭副会長	0株

- (注) 1. 水谷 学氏は、新任の社外監査役候補者であります。
2. 水谷 学氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 水谷 学氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していること、当社の業務執行者から独立した立場にあり、社外監査役としての職務を適切に遂行できると考えるからであります。
4. 水谷 学氏が選任された場合、当社は、同氏との間において、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 水谷 学氏は東京証券取引所定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2018年6月28日開催の第125回定時株主総会において補欠監査役に選任された山中 拓氏から辞退したいとの申し出がありましたので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、補欠監査役が就任する順位につきましては、2018年6月28日開催の第125回定時株主総会において補欠監査役に選任された高橋弘毅氏を第1順位、候補者である野末泰樹氏を第2順位といたします。

ただし、高橋弘毅氏は社外監査役の要件を満たしておりませんので、社外監査役が欠けた場合の候補者は野末泰樹氏となります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式数
野 末 泰 樹 (1 9 6 5 年 5 月 2 7 日)	1989年 4 月 三井不動産株式会社 入社 2010年 4 月 同社ビルディング本部業務推進室事務管理グループ長 2013年 4 月 同社ビルディング本部運営企画部資産管理グループ長 2016年 4 月 同社企画調査部企画調査グループ長 2020年 4 月 同社ビルディング本部環境・エネルギー事業部事業グループ長 2021年 4 月 同社関連事業部業務グループ長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 三井不動産株式会社関連事業部業務グループ長 三井不動産ゴルフプロパティーズ株式会社取締役 成田スポーツ開発株式会社取締役 三井不動産投資顧問株式会社監査役 三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社監査役	0株

- (注) 1. 野末泰樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 野末泰樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 野末泰樹氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、三井不動産株式会社の関係会社等数社の取締役、監査役に就任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見と、その豊富な経験により幅広く高度な識見を有していること、同社は当社の筆頭株主であり、当社に対する経営監視機能強化が期待され

ることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるからであります。
なお、三井不動産株式会社は、当社の特定関係事業者であります。

4. 当社は、野末泰樹氏が監査役に就任した場合、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人に代えて、赤坂有限責任監査法人を会計監査人候補者とした理由は、現会計監査人が長年に亘って監査を継続していることから、赤坂有限責任監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の事業規模・事業内容に適した会計監査人としての監査対応が可能であること、同監査法人の専門性、独立性、適切性、品質管理体制並びに監査報酬について、監査役会が総合的に検討を行った結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

名 称	赤坂有限責任監査法人		
事 務 所	東京都港区元赤坂1丁目1番8号		
沿 革	2008年5月 設立 2008年6月 金融庁登録		
概 要	構成人員		
	公認会計士	47名	(従業員：17名、非常勤：30名)
	公認会計士試験合格者	6名	(従業員：5名、非常勤：1名)
	税理士	4名	
	その他従業員	48名	
	合計	105名	

第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動報酬の一部としての株式報酬支給のための内容及び額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第123回定時株主総会において、年額2億4,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠の範囲内で、業績連動報酬の一部として、対象取締役に対して、新たに一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という）の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額3,000万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。第1号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けるものとし、これにより処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結す

るものとします。

また、本議案における報酬は、取締役の業績連動報酬の一部として、その総額の基準のうち役位に応じて定められた割合の金額につき、各対象者の個人別の内容を取締役会で決議し支給するものがあります。本議案における報酬額の上限、処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（なお、当該方針の内容は、事業報告15、16頁をご参照ください）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

〈本割当契約の内容の概要〉

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任する直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

（２）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という）中、継続して、上記（１）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記

（１）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）正当な理由以外の理由による退任時の取扱い

上記（２）の定めにかかわらず、対象取締役が譲渡制限期間中に、正当な理由以外の理由により上記（１）に定める地位を退任した場合には、当社は、本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.resol.jp>) 等にてお知らせいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

